

平成26年度 東京都立小平南高等学校（全日制課程）いじめ防止基本方針

1 いじめ問題への基本的な考え方

- (1) いじめの未然防止に努め、いじめの根絶のための啓発活動を学校全体を通じて行う。
- (2) 早期発見早期対応に努める。
- (3) 学校における教育活動全体を通じてのいじめ防止への取り組み。
- (4) いじめに対する教職員の意識を高め、いじめ根絶への強い熱意を生徒の中に浸透させる。

2 学校及び教職員の責務

生徒の保護者、地域住民、等との連携を図り、学校全体でいじめの防止及び早期発見に取り組む。また本校に在籍する生徒等がいじめを受けていると思われるときは、適切かつ迅速にこれに対応できるよう組織体制を整備する。

3 いじめ防止等のための組織

(1) 学校いじめ対策委員会

ア 設置の目的

いじめ防止、早期発見、早期対応により、学校へ通うすべての生徒が、健やかにのびのびと学校生活を送れることの一助として設置する。

イ 所掌事項

- 生徒からの相談窓口。
- 全校生徒に対する定期的ないじめ防止の啓蒙活動。
- 外部相談機関との橋渡しの役割
- スクールカウンセラーとの連携と問題協議。

ウ 会議

- 校内研修を行う。
- 通報等によりいじめの発生が疑われる場合においては、緊急に委員会を招集する。

エ 委員構成

校長 副校長 総務部担当1 各学年総務担当3 養護教諭
スクールカウンセラー

(2) 学校サポートチーム

ア 設置の目的

校内におけるいじめに関する様々な問題をより客観的にとらえ、学校いじめ対策委員会と連携し、適切な対処をすることを目的として設置する。

イ 所掌事項

- いじめの実態に関する情報共有
- 地域における見守り活動
- 問題発生時における学校との連絡および協力

ウ 委員構成

- 学校運営連絡協議会委員
- 小平警察スクールサポーター

4 未然防止のための取組

(1) 豊かな心を育成する

- ・本校は「豊かな心の育成」を目指しており、自ら考え判断でき、思いやりの心を持ち、人との関わりを大切にする生徒の育成を目指し、授業・行事・部活動等を通して、いじめの未然防止に努める。
- ・生徒自身が自己有用感や自己肯定感を高め、心の満足感を持って学校生活を送れるよう、行事、奉仕活動、部活動等の中で、様々な人々と関わる機会を増やし、豊かな感受性の育成に努める。
- ・思いやりの心、自他のかけがえのない命の大切さを感じる心を育てるためにも、日々の学校生活での声かけや教科指導等の中でも、きめ細かい指導を行っていく。

(2) いじめが起こらない、いじめを許さない学校づくり

- ・いじめは決して許されないという共通理解を全職員で共有し、いじめ・からかいを許さない雰囲気を作るため以下の対策を講ずる。
- ・生徒との日常的な関わりを大切にし、豊かな人間関係を構築することに努めるとともに、いじめに対する指導力の向上を図るのに計画的に校内研修を実施する。
- ・インターネットによるいじめ対策として、セーフティー教室等の行事や情報等の授業での指導を通して、情報モラル教育を推進するとともに、情報機器等の正しい利用等を学び、未然防止に努める。
- ・部活動や奉仕活動等の行事を通して、保護者、地域住民等、様々な人との連携を深め、生徒を取り囲む社会全体で生徒を見守る体制作りに努める。
- ・スクールカウンセラーによる生活講話や奉仕活動を通して心の教育の充実を図る。

5 早期発見のための取組

いじめの早期発見に向けて、教職員、スクールカウンセラー、保護者が常に生徒の変化を意識して、いじめの情報やその兆候を見逃すことなく早期に発見する。具体的には

(1) 健康観察の実施

- ・いじめの兆候等を見逃さず、早期発見や早期対応を図るために、HR、授業、部活動等の中での健康観察を行い、その実態把握に努める。
- ・いじめを受けた生徒、いじめに気付いた生徒が安心して相談できるよう、日頃からの声かけを大切にし信頼関係を築き、生徒が安心して学校生活を送れるように指導体制を構築する。

(2) 定期的なアンケートの実施

- ・スクールカウンセラーと協同して、定期的に心身の健康調査アンケートを実施する。生徒が安心して答えられるよう、工夫・改善を行っていくとともに、記載内容に対して必要な面接や対応を迅速に行う。

(3) 定期的な面談の実施

- ・年1回スクールカウンセラーと1年生全員の面談の実施と、定期的に担任との面談を実施し、一人一人の状況を把握しきめ細やかな指導に努める。

6 早期対応のための取組

(1) いじめの発見

いじめの疑いが発覚した場合は即座に管理職へ報告し、「いじめ対策委員会」を開く。生活指導部を中心として、いじめを受けた生徒、加害生徒、いじめを目撃した生徒に対して迅速に事情聴取を行い、正確ないじめの実態を確認する。いじめの事実が確認された場合は、すぐにいじめをやめさせ、加害生徒への指導と被害生徒への心のケアと安全確保に努める。さらに、いじめを報告した生徒の安全確保も検討する。また、いじめの再発防止のため、加害・被害両生徒の保護者に対して助言を行う。

(2) 加害生徒への指導

加害生徒に対しては、いじめの状況、精神状況により、生活指導部が中心となり、特別指導等を行う。特別指導期間中および期間後も行動改善のため加害生徒およびその保護者に対して指導および支援を行うものとする。

7 重大事態への対処

被害生徒の生命、心身または財産に重大な被害が生じている疑いがある場合や、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いが認められるときは、即座に事実関係を確認したうえで、東京都教育委員会に報告し、対応方法を相談する。場合によっては警察等、関係機関の指導・助言の下、連携し、被害生徒の安全確保を第一に優先する。重大事件発生時においては、全教職員でその解決にあたり、いじめを受けた生徒の心のケア、安全確保を最優先する。被害生徒の心のケアにはスクールカウンセラーが中心となり、カウンセリングを行い、安心した学校生活を送れるよう支援する。さらに、担任・学年・養護教諭がそのサポートに努める。加害生徒に対しても十分な反省ができるよう、命の尊さなどを再認識できるような道德教育を行うものとする。

8 学校評価（検証と改善）

いじめに対する取組や再発防止に向けた取り組みについての検証を行い、その改善を図る。